

## ○介護職員特定処遇改善加算(特定加算)の計算例

※令和元年度(令和元年10月から令和2年3月:6月分)

通所介護の場合

例: 定員25名、要介護1が5名、要介護3が10名、要介護4が10名  
 全員月20回利用、利用時間は1日6時間30分、通常規模、特定加算Ⅱ

1 特定加算収入の見込み額を計算する。(※単位は、2019年10月介護報酬改定後)

介護報酬総単位数(見込額)×サービス別加算率(1単位未満の端数四捨五入)×10円×6月

要介護1の利用者:34,500円 ⇒ (575単位×20回×5名×加算率10/1000×単価10円×6月)

要介護3の利用者:94,080円 ⇒ (784単位×20回×10名×加算率10/1000×単価10円×6月)

要介護4の利用者:106,560円 ⇒ (888単位×20回×10名×加算率10/1000×単価10円×6月)

特定加算見込額(6月分) 235,140円

2 職員一覧表を作成する。→①

職員名	職種	常勤換算数	資格	勤続年数	年収(万円)	① ②		備考
						グループ	加算対象	
1	管理者	1	介護福祉士	20	550	c	対象外	cで440万以上は対象外
2	生活相談員	1	介護福祉士	10	460	c	対象外	cで440万以上は対象外
3	看護職員	1	看護師	7	400	c	対象	
4	機能訓練指導員	1	准看護師	2	350	c	対象	
5	介護職員	1	介護福祉士	15	470	a	対象	
6	介護職員兼生活相談員	1	介護福祉士	10	400	a	対象	
7	介護職員	1	介護福祉士	8	350	b	対象	
8	介護職員	1	初任者研修	5	280	b	対象	
9	介護職員	0.5		1	230	b	対象	
10	調理員	0.5		10	250	c	対象	
11	調理員	0.5		5	200	c	対象	
12	運転手	0.5		10	200	c	対象	
13	清掃員	0.2		1	90	c	対象	賃金改善を行わない職員

3 aグループ(経験・技能のある介護職員)の基準を設定し、abcのグループ分けをする。→②

例 経験・技能のある介護職員を「勤続10年以上の介護福祉士保有者」とする。

4 a,b,cグループの配分割合を設定する。

例 a:b:c = 2:1:0.5

5 グループごとの配分額を算出する。

235,140 ⇒1で算出した特定加算見込額

	a	b	c	計
対象人員数(常勤換算)(人)	2	2.5	3.7	8.2
配分比率	2	1	0.5	3.5
対象人数×配分比率	4	2.5	1.85	8.35
配分額(円)	112,642	70,401	52,097	235,140
一人平均(円)	56,321	28,160	14,080	
一人平均月額(円)	9,387	4,693	2,347	

⇒計算方法 aの場合:235,140円×4/8.35=112,642円

⇒計算方法 aの場合:112,642円/2人=56,321円

⇒計算方法 aの場合:56,321円/6月=9,387円

6 配分方法

・配分額に記載の額を、abc各グループ内で事業所の裁量で配分できる。

・aグループの内1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上とする必要がある。ただし例外的に賃金改善が困難な場合は、その合理的な説明を記載すること。